

# 気象業務法及び水防法の一部を改正する 法律等について

---

# 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の概要

## 背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている**
  - 洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る**必要がある
- （※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する**必要がある

令和6年7月の大雨による氾濫事例  
（石沢川（秋田県））



平成30年よる大阪湾の浸水事例  
（兵庫の高潮に県神戸市）



## 法案の概要

### 1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）**を提供**
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））  
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後  
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助



# 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の概要

## 2. 高潮の共同予報・警報の創設 【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**

（※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

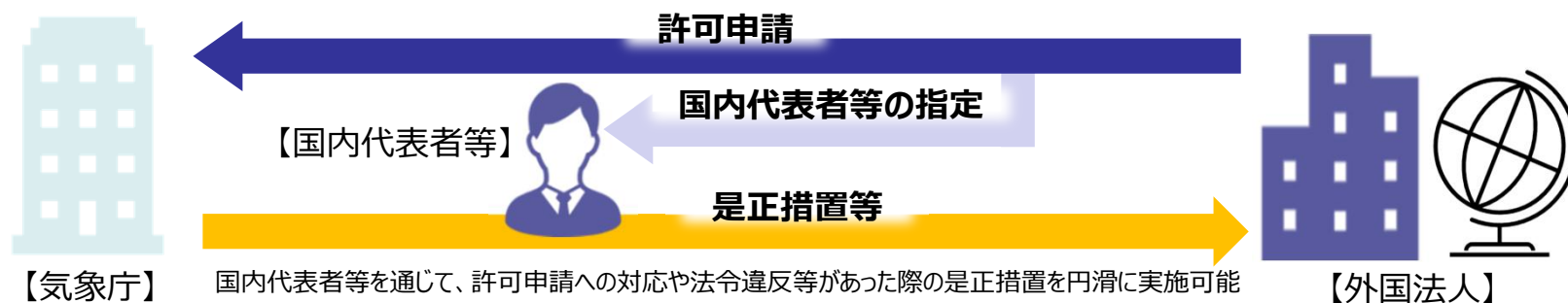
## 3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化 【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
  - ・許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
  - ・**国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消す**ことができる

（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者

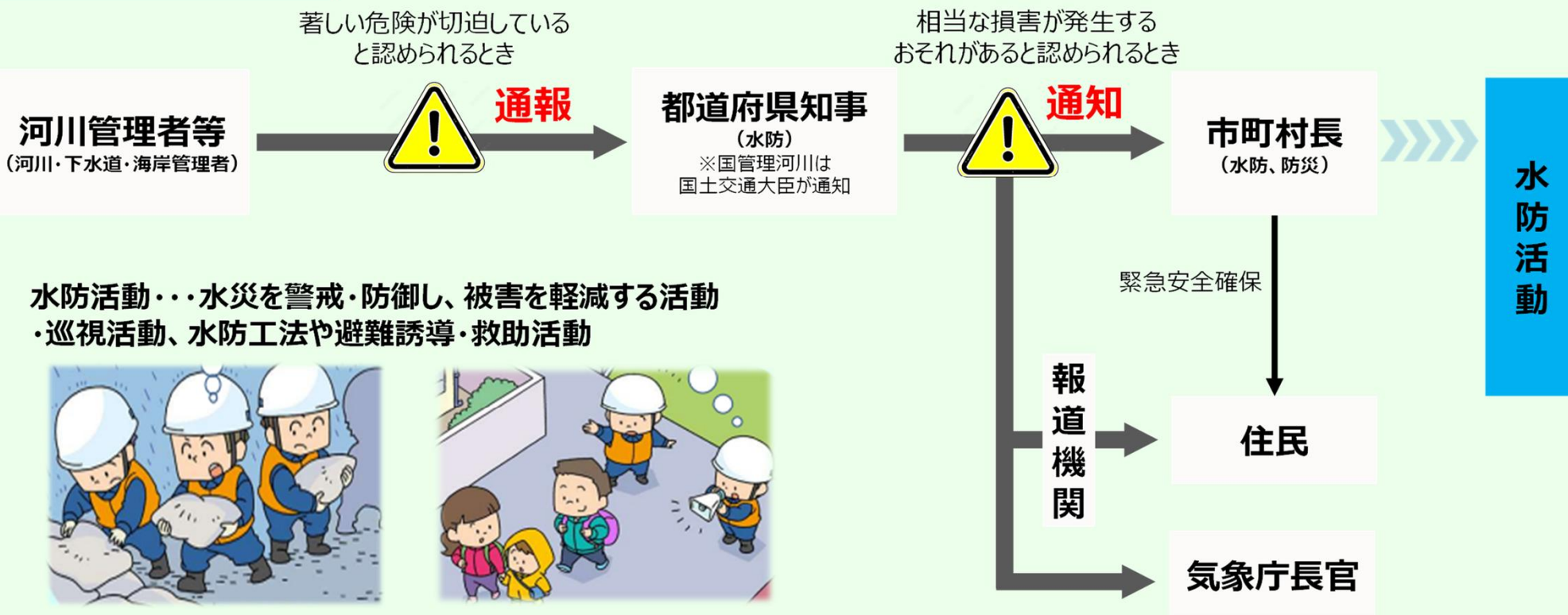
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できる**こと（※4）とする

（※4）国内事業者も対象に含まれる



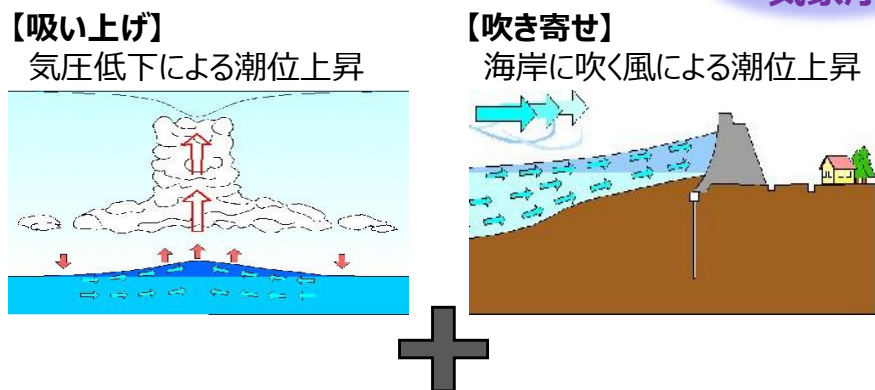
- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

## 新たな通報制度の概要



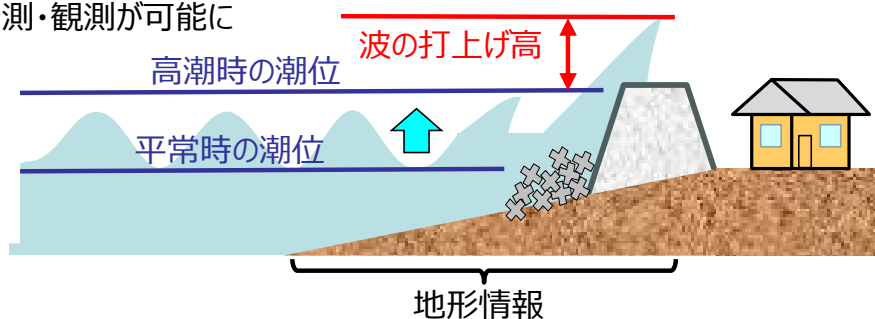
- 現在の高潮の予報・警報は、気象庁が「吸い上げ」及び「吹き寄せ」の要素を基に実施しているが、海岸地形や施設を考慮した「波の打上げ高」を反映することで、より精緻な高潮予報が可能。
- 国土交通省において都道府県と協力し、波の打上げ高を予測・観測できるシステムを構築（令和8年から本格運用を予定）。
- 気象庁の潮位予測、国土交通省の波の打上げ高予測、都道府県の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、三者で共同して予報・警報を実施。

## ■ 現在の高潮予報・警報

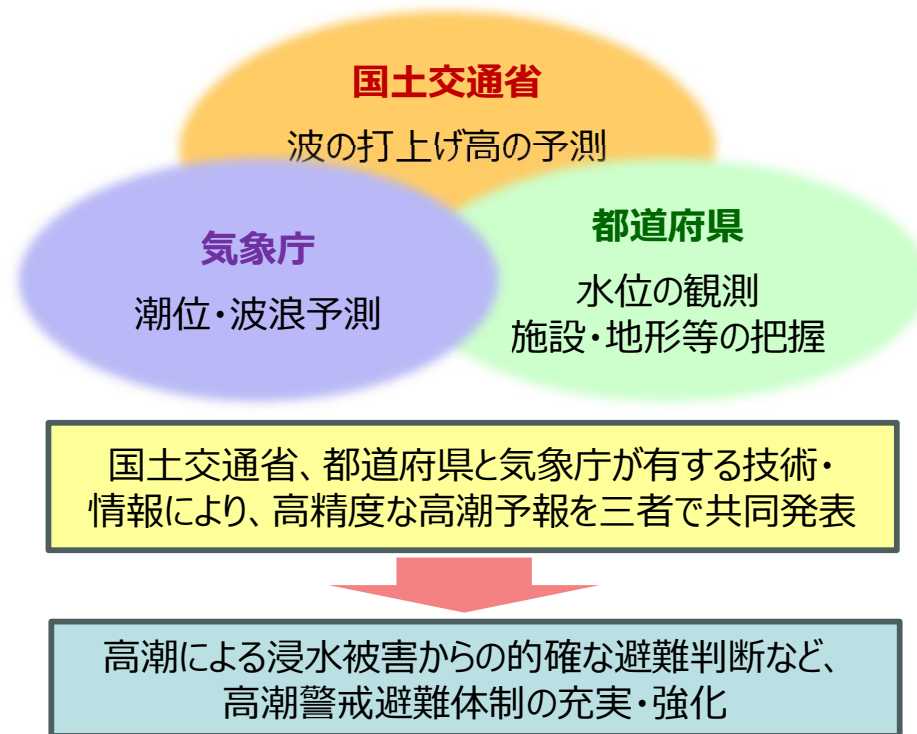


## ■ 波の打上げ高を予報・警報に反映

- 波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に



## ■ 三者による共同予報・警報の創設



※高潮予報海岸では、従来の潮位のみを考慮した潮位基準と新たに波の打上げ高を考慮した水位基準を加えた2つの発表基準を設定して高潮予報を発表。

○新たな防災気象情報では、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、大雨などの災害発生の危険度の高まりに応じて各情報を発表。(運用開始は令和8年5月下旬を予定)

①

警戒レベル相当情報	河川氾濫			大雨 低地の浸水	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	氾濫発生情報	氾濫発生情報	-	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫 発生情報	命の危険 直ちに 安全確保!
警戒レベル 4相当	氾濫危険情報	氾濫危険情報	② -	② -	土砂災害警戒情報	高潮特別警報 ③ 高潮警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報	-	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替 える可能性の高い 高潮注意報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報	④ 大雨注意報	④ 大雨注意報	高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

### ■これまでの防災気象情報

- ① 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのか非常にわかりづらい。
- ② 警戒レベル4相当の情報がないものがある。(洪水・大雨浸水)
- ③ 特別警報と警報が同じ警戒レベル4になっている。(高潮)
- ④ 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている。等  
(大雨注意報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど)

③

警戒レベル相当情報	河川氾濫		大雨 <sup>※5</sup> 低地の浸水や 洪水予報河川以外の 外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 <sup>④</sup> 海面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川 <sup>※2</sup> その他河川・下水道				
	河川ごと		市町村ごと			
警戒レベル 5相当	② レベル5 氾濫特別警報 <sup>※1,3</sup>	レベル5 氾濫発生情報 <sup>※3</sup>	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報 <sup>※1,3,6</sup>	命の危険 直ちに 安全確保!
① 警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報 <sup>※4</sup>	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報					災害への心構えを高める

### ■新たな防災気象情報

- ① レベル4相当の情報として「危険警報」を新設。
  - ② レベル5相当情報については、氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。
  - ③ 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。  
(例:レベル4大雨危険警報等)
  - ④ 情報と対応する防災行動との関係が明確に。  
(レベルの数字で、とるべき行動が分かる!)
- (※)これら防災気象情報は、避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合させ、災害発生の危険度の高まりに応じて発表している

※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報(高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報)は一体的に発表される。

※2 その他河川・下水道では、氾濫発生情報のみ発表。

※3 レベル5氾濫発生情報(高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報)については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況(家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水)が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。

※4 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される(レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意)。

※5 大雨に関する情報(市町村ごとに発表)では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。

※6 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

- 令和8年5月下旬から、河川の氾濫に関する情報は、警戒レベルとの関係から以下のようになります。
- 例えば、市町村長が避難指示発令を判断する警戒レベル4相当の情報は、
  - <洪水予報河川> レベル4氾濫危険警報<sup>①</sup>等の相当情報を参照（氾濫危険情報等から名称変更）
  - <水位周知河川> レベル4氾濫危険情報<sup>②</sup>等の相当情報を参照（レベル表記を追加）
- ※河川の情報が入手できない場合などにレベル4大雨危険警報<sup>③</sup>を参照
- <その他河川(上記以外)> レベル4大雨危険警報<sup>③</sup>等を参照（洪水警報が大雨警報へ統合）
- 氾濫通報に基づくレベル5氾濫発生情報<sup>④</sup>は、洪水予報河川に加え、水位周知河川、その他河川のあらかじめ定められた河川でのみ運用されます。このうち、洪水予報河川は、レベル5氾濫特別警報と一体的に発表されます。

## 河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報	
分類	洪水予報河川	水位周知河川	その他河川		
河川数	約400河川	約1,800河川	約18,000河川	—	
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	河川事務所または都道府県	気象台	
発表単位	河川ごと	河川ごと	河川ごと	市町村ごと	
対象とする主な現象	外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫	内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
発表指標	水位（実測・予測）	水位（実測）	確認情報等	表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）	
情報名称	5	レベル5 氾濫発生情報 <sup>④</sup> /レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫発生情報 <sup>④</sup>	レベル5 氾濫発生情報 <sup>④</sup>	レベル5 大雨特別警報
	4	レベル4 氾濫危険警報 <sup>①</sup>	レベル4 氾濫危険情報 <sup>②</sup>		レベル4 大雨危険警報 <sup>③</sup>
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	市町村ごと の大雨警報 を参考に判断	レベル3 大雨警報
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報		レベル2 大雨注意報
	1	早期注意情報			早期注意情報

警戒レベル毎に情報を整理し、避難行動との関係を明確化！

## (警戒レベル毎の情報に)

- レベル5 高潮特別警報を市町村による緊急安全確保発令、レベル4 高潮危険警報を避難指示発令、レベル3 高潮警報を高齢者等避難発令のトリガー情報として活用して頂くことを想定して情報を設計。

## (発表基準等の見直し)

- 現在の高潮特別警報の台風等を要因としている発表指標は見直して、レベル5 高潮特別警報として潮位等の基準を新たに設定して運用。
- レベル4 高潮危険警報、レベル3 高潮警報、レベル2 高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況から リードタイムをとって発表。
- レベル4 高潮危険警報の潮位基準は、その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定（波の打上げ高等を考慮して設定）。

(注) 現在は高潮注意報で行っている低地での軽微な浸水被害に対する注意喚起は、新たな情報体系では扱わず、今後は高い潮位、大潮等に関する「気象解説情報」で対応

## (高潮予報海岸の導入)

- 高潮予報海岸では、従来の潮位予測に基づく発表に加えて波の打上げ高の効果を加味した水位予測に基づく発表も開始（波の効果も加味することで高潮浸水被害に対し、よりの確な情報発表が可能に）。高潮予報海岸以外では、潮位予測に基づき気象庁が発表。

情報名称	発表タイミング	住民がとるべき行動
<b>レベル5 高潮特別警報</b>	浸水がすでに発生 or 切迫	ただちに安全確保の行動を
<b>レベル4 高潮危険警報</b>	浸水被害のおそれがある状況となる 約6時間前までに発表	浸水想定区域など、高潮による浸水被害のおそれのある場所にいる者は全員安全な場所に避難
<b>レベル3 高潮警報</b>	浸水被害のおそれがある状況となる 約12時間前までに発表	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
<b>レベル2 高潮注意報</b>	浸水被害のおそれがある状況となる 約18時間前までに発表	避難行動を確認（避難場所やルート、時期など）
<b>早期注意情報</b>	5日先までにレベル4 相当の現象が予想される場合に「高」「中」の2段階で発表	災害への心構えを高める

## 【情報名称等】

### <現状>

発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）	土壌雨量指数（解析・予測）
情報名称	5		大雨特別警報（土砂災害）
	4	土砂災害警戒情報	
	3		大雨警報（土砂災害）
	2		大雨注意報
	1		早期注意情報



### <改善後>

発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）
情報名称	5	レベル5 土砂災害特別警報
	4	レベル4 土砂災害危険警報
	3	レベル3 土砂災害警報
	2	レベル2 土砂災害注意報
	1	早期注意情報

- これまでレベル4相当情報は、警報等とは別系統で、情報名称も「土砂災害警戒情報」となっていますが、今後は、「レベル4 土砂災害危険警報」として発表されます※。
- 発表指標を、土砂災害警戒情報で用いている指標（土壌雨量指数と60分雨量の2要素）に統一します。

※ 「レベル4 土砂災害危険警報」に呼称は変わりますが、土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報という、土砂災害警戒情報としての性質を有することは変わりません。